

様式第1（第4条の2関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（10kW未満の太陽光発電を除く）

平成29年 月 日

経済産業大臣 殿

（ふりがな）あきたけんのしろしかわとがわあざしもおすが

申請者 住 所 （〒016-0171）
（注1） 秋田県能代市河戸川字下大須賀7番地2

（ふりがな）あらかわのぶもり

氏 名

荒川 信盛

（法人番号：



）

（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電話番号 （0185）53-2304

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

再生可能エネルギー発電事業計画 第1表による

申請事業計画使用燃料一覧 第2表による（バイオマス発電の場合）

担当経済産業局（注2） B

第1表
再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要			備 考		
事業者情報	再生可能エネルギー発電事業者名（注3）	荒川 信盛 (法人番号：)			
	代表者 (注3)	役職			
		(ふりがな)	あらかわ のぶもり		
		氏名	荒川 信盛		
	役員 (注4)	役職		□別紙あり	
		(ふりがな)			
		氏名			
		役職			
		(ふりがな)			
		氏名			
氏名					
住所（注3）	(〒016-0171) 秋田県能代市河戸川字下大須賀7番地2				
設備情報	発電設備の区分（注5）	C			
	既設設備の更新 (注6)	☐ 有 既設設備 I D 既設設備の出力 (kW) 既設設備名称 既設設備の所在地			
		☒ 無			
		R P S 設備からの移行に係る事項（注7）	R P S 設備 I D		
			R P S 廃止届出日	平成 年 月 日	
		発電出力 (kW) (注8)			
	設備名称	秋田県山本郡三種町浜田字太平58-54風力発電所			
	設備の所在地（注9）	秋田県山本郡三種町浜田字太平58-54		□別紙あり	
	事業区域の面積 (m ²)	1166m ²			
	太陽光発電設備の設置形態	☐ 屋根置き (☐ 既設の建物等 ☐ 建設中・予定の建物等) ☐ 自己が所有する建物等 ☐ 他者が所有する建物等 屋根の種類 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 事務所、工場、店舗 ☐ 学校、公共施設 ☐ その他 ()			
☐ 地上設置 ☐ 自己が所有する土地 ☐ 他者が所有する土地					

事業内容	太陽電池に係る事項 (注10)	製造事業者名			
		種類			
		変換効率		☐ 真性変換効率 ☐ 実効変換効率 ☐ 除外事項該当性	
		型式番号		☐ 別紙あり	
		太陽電池の合計出力(kW)			
	風力発電設備に係る事項 (注11)	製造事業者名	WinPower株式会社		
		型式番号	GHRE19.8J	☐ 別紙あり	
		NK認証番号	TC-0014		
	配線方法(注12)	A			
	電気事業者への電気供給量の計測方法(注13)	配線図のとおり			
	事業内容	系統接続に係る事項 (注14)	接続契約締結日	平成 年 月 日	
			接続契約締結先		
			工事費負担金	円(税抜き)	
		更新に係る事項 (注15)	接続枠の継承 (注16)	☐ 有 ☐ 無	
電源線の継承			☐ 有 ☐ 無		
事業実施工程 (注17)		設置工事開始予定日	平成 年 月 日		
		系統連系予定日	平成 29 年 10 月 31 日		
		運転開始予定日	平成 29 年 10 月 31 日	☐ 運転開始済み	
		設備廃止予定日	平成 49 年 10 月 31 日		
保守点検責任者		責任者名： (法人番号：) (法人の場合)			
保守点検及び維持管理計画(注18)			☐ 別紙あり		
事業に要する費用 (注19)		保守点検及び維持管理費用	円(税抜き)		
		撤去及び処分費用	円(税抜き)		
		撤去及び処分費用の算定方法			
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。					
		事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注20)		☒	
		安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		☒	
		この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。(注21)		☒	
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。		☒		
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること(20kW未満の太陽光発電の場合を除く。)(注22)		☒		
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		☒		

	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	☒	
	この認定の取得から３年以内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。【１０ｋＷ以上の太陽光発電の場合のみ】	☐	
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	☒	
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】	☐	
	書 類 名	備 考	
添 付 書 類	①戸籍謄本（法人にあつては、法人登記簿謄本） （注２３）	住民票	
	②印鑑証明書（注２３） （注２４）	印鑑登録証明書	
	③設備の所在地に係る登記簿謄本（注２３）	登記簿謄本	
	④土地の取得を証する書類等（他人の所有地である場合のみ）		
	⑤建造物所有者の同意書 （屋根置き太陽光発電のみ）		
	⑥発電設備の内容を証する書類（注２５）	風力発電機の仕様書・パワーコンディショナーの仕様書・NK型認証書	
	⑦構造図 （注２１）（注２２）	位置図、設備場所の敷地図、公図	
	⑧配線図（注２６）	単線結線図	
	⑨接続の同意を証する書類の写し		
	⑩接続検討申込書類の写し（注２７）		
	⑪運転開始年月日等の証明書類（注２８）		
	⑫事業実施体制図 （注２９）	事業実施体制図	
	⑬関係法令手続状況報告書（注３０）	関係法令手続状況報告書	
	⑭再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書 （バイオマス発電のみ） （注３１）		
	⑮再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書 （地熱発電のみ） （注３２）		
	⑯補助金確定通知書 （注３３）		
	⑰その他 １		
	⑱その他 ２		
	⑲その他 ３（注３４）		

第2表

申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合に記載）

燃 料 情 報	燃料区分 (注35)	燃料名 (注36)	備 考 (注37)

第3表

地方税法第七十二条の四に規定する法人である場合にはチェックをすること	☐
------------------------------------	--------------------------

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注3) 申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。
- (注4) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注5) 発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	規模
a	太陽光発電設備のみ（出力制御対応機器設置義務なし）	10kW未満
b	太陽光発電設備のみ（出力制御対応機器設置義務あり）	10kW未満
d	太陽光発電設備（ダブル発電）（出力制御対応機器設置義務なし）	10kW未満
e	太陽光発電設備（ダブル発電）（出力制御対応機器設置義務あり）	10kW未満
f	太陽光発電設備	10kW以上2,000kW未満
y	太陽光発電設備	2,000kW以上
C	風力発電設備	20kW未満
D	風力発電設備（陸上風力）	20kW以上
g	風力発電設備（陸上風力リブレース）	20kW以上
U	風力発電設備（洋上風力）	20kW以上
K	地熱発電設備	15,000kW未満
h	地熱発電設備（全設備更新型リブレース）	15,000kW未満
i	地熱発電設備（地下設備流用型リブレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
j	地熱発電設備（全設備更新型リブレース）	15,000kW以上
m	地熱発電設備（地下設備流用型リブレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	200kW以上1,000kW未満
n	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
p	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	1,000kW以上5,000kW未満
r	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
s	水力発電設備（既設導水路活用型リブレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	—
l	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
t	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス）	20,000kW未満
u	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス）	20,000kW以上
Q	バイオマス発電設備（建築資材廃棄物）	—
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	—

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

- (注6) 出力20kW以上の風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、地熱発電設備又は水力発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第9条第3項の認定を受けている発電設備又はRPS設備（法附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の設備）の設備IDを記載すること。上記以外の設備に関しては設備名称を記載すること。
- (注7) RPS設備からの移行に係る事項を記載すること。また、RPS設備について法第9条第1項の認定申請をする場合は、RPS設備について廃止の届出をした後に申請を行うこと。
- (注8) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW未満となる場合は、様式第2により申請すること。
- (注9) 全ての所在地を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注10) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、
B：薄膜半導体を用いた太陽電池、C：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は、日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率、又は、実効変換効率を記載することとし、備考欄の「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること。
また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
- (注11) 出力20kW未満の風力発電設備についてのみ記載し、風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「NK認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。
- (注12) 配線方法は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合 Z：全量配線、Y：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
A：1の需要場所に1引込の配線とする。
B：1の需要場所を2つの需要場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。
C：電気事業法施行規則附則第17条に規定する需要場所の特例により、1の需要場所に2引込の配線とする。
- (注13) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
- (注14) 当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおり正確に記載すること。
- (注15) 出力が20kW以上の風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。
- (注16) 接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。
- (注17) 運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注18) 保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について具体的に記述すること。なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
- (注19) 再生可能エネルギー事業を実施するに当たり必要となる主な費用の見込みについて記載すること。なお、保守点検及び維持管理費用については、調達期間において必要となる費用の見込みについて記載すること。撤去及び処分費用については、その算定方法についても記載すること。
- (注20) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注21) 当該申請に係る発電設備の周囲に柵がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
- (注22) 標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
- (注23) 公的機関の発行する書類については、発行日から3ヶ月以内の原本に限る。

- (注24) 出力50kW未満の太陽光発電設備の場合は添付不要。
- (注25) 発電設備の設計仕様図又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。太陽光発電設備の場合は添付不要。
- (注26) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。
- (注27) 出力20kW以上の風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備である場合のみ添付すること。
- (注28) 既設設備（RPS設備であった発電設備を含む。）について認定申請する場合は、当該発電設備の売電開始年月日を証する書類を添付すること。
- (注29) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者が法人である場合には資本関係等を有する者の名称）を明らかにする書類を添付すること。
- (注30) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。
- (注31) バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
- (注32) 地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
- (注33) 設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
- (注34) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注35) 燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、燃料区分名を次の記号にて記載すること。
- 〔燃料区分〕
- A：メタン発酵ガス、B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）、C：一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、D：建設資材廃棄物、E：一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、F：その他（助燃剤等）
- (注36) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。
- (注37) 起動時又は停止時のみに使用し、発電時に使用しない助燃剤は、備考欄に「起動時又は停止時のみに使用」と記載すること。使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。